

さいたま市の 悪臭規制



さいたま市では、工場や事業場から発生する悪臭を防止し、市民の快適な生活環境を確保するため、『悪臭防止法』の規制に加え、独自に『さいたま市生活環境の保全に関する条例』で、臭気指数による悪臭規制を行っています。

臭気指数による規制とは？

臭気指数による規制は、人間の嗅覚でにおいを測定し規制します。
悪臭の多くは低濃度で複数の物質により発生しており、この方法は悪臭問題を解決するのに有効です。
また、人の嗅覚で測ることから、より苦情状況に適した対応ができます。

「臭気指数」とは、悪臭の程度に関する値であり、においが感じられなくなるまで気体を薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を人間の嗅覚の感覚量に対応させるため、対数で表した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

例えば、においを含んだ空気を10倍に希釈したとき、においが感じられなくなった場合、

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(10) = 10 \times 1 = 10$$

となります。

臭気指数のめやす



出典：環境省パンフレット「においの評価」から

さいたま市では、3つの規制がかかります

さいたま市生活環境の保全に関する条例による規制(1、2号)

規制対象

全ての業種に係る工場や事業場から発生する悪臭が規制対象になります。

規制方法

臭気指数又は臭気排出強度による規制

悪臭の排出に係る基準

敷地境界における悪臭の基準(1号基準)

区域の区分	許容限度	
	農業(園芸サービス業を除く)及び畜産業以外のすべての業種	農業(園芸サービス業を除く)及び畜産業
第一種区域(①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域②用途地域の指定がされていない区域)	臭気指数10	臭気指数15
第二種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	臭気指数13	
第三種区域(工業地域、工業専用地域)	臭気指数15	

煙突その他の気体排出口における悪臭の基準(2号基準)

敷地の境界線における臭気指数の許容限度を基礎として、気体排出口の高さに応じて算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とします。(裏面を参照)

※ 飲食店営業(食品衛生法施行令第35条第1項に掲げる飲食店営業をいう)を行っている事業者であって、営業全般を行うために常時使用する従業員数が5人以下である事業者については、当分の間、規制基準を適用しません。

臭気排出強度とは、臭気濃度に排出ガス流量を乗じた値です。
臭気排出強度 = 臭気濃度 × 排出ガス流量(m³N/分)

規制基準の遵守等

工場又は事業場から発生する悪臭が基準に適合せず、工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市長は、公害防止の方法の改善等を勧告することができます。勧告に従わないときは、公害防止の方法の改善等を命じること(改善命令)ができます。また改善命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

悪臭防止法による規制(1、2、3号)

規制対象

全ての業種に係る工場や事業場から発生する悪臭が規制対象になります。

規制方法

特定悪臭物質の濃度による規制

悪臭公害の主要な原因となっている物質として、下表の特定悪臭物質(22物質)が指定されています。

規制基準

1号基準 敷地境界線における規制基準(22物質)

特定悪臭物質	単位: ppm		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレリルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレリルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

2号基準 煙突等の排出口における規制基準(13物質)

次の物質について設定されています。基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出します。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

3号基準 排水中の規制基準(4物質)

特定悪臭物質	排水中の流量(m ³ /s)	排水中の濃度(mg/l)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
0.1を超過	0.005	0.005	0.02	
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
0.1を超過	0.01	0.01	0.07	
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
0.1を超過	0.03	0.03	0.09	

A区域: B区域・C区域以外の区域
B区域: 農業振興地域
C区域: 工業地域・工業専用地域

規制基準の遵守等

悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、市長は改善勧告及び改善命令をすることができます。命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

事故時の措置

規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故の発生があった場合、直ちに市長に通報し、応急措置を講じる等の義務があります。また、市長は事故時の状況に応じ応急措置命令を発することができます。



表中の一部の物質については、悪臭防止法以外にも、「大気汚染防止法」による規制や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRR法)」による届出義務が定められていますのでご注意ください。

融資制度について

臭気対策で多くの費用がかかる場合には、施設の悪臭除去や環境改善を図るための費用として、融資制度を活用することも可能です。

○環境みらい資金

埼玉県では、都市・生活型公害から地球環境問題まで広く環境問題に取り組む県内中小企業等の皆様に資金を長期・低利で融資する制度を設けております。

<環境みらい資金に関するお問い合わせ先>

埼玉県環境部温暖化対策課 TEL 048-830-3021 (直通)

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/miraishikin/>

○日本政策投資銀行

TEL 03-3270-3211

HP <http://www.dbj.jp/>

煙突その他の気体排出口における悪臭の基準の算出方法

算出方法は、排出口高さが15m以上と15m未満の場合とで異なります。

○排出口高さが15m以上の場合、『計算ソフト』を用いて2号基準を算出します。

○排出口高さが15m未満の場合は、法に基づく『計算式』や『計算ソフト』の他、簡便に『希釈図』や『早見表』によっても2号基準を求めることができます。厳密に2号基準を計算するときは『計算式』や『計算ソフト』を用いてください。

※許容限度は、排出口の高さ、排出口口径、周辺最大建物高さによって変わります。

希釈図、早見表、計算ソフト(においシミュレーター)は環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>



臭気指数規制の長所

1. 多種多様な「におい」の物質(約40万種あると言われている。)に対応が可能。
2. 複合臭に対して、評価しやすい。
3. 嗅覚を利用することで「におい」の程度が、イメージしやすい。
4. 住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい。

問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1332

FAX 048-829-1991

